

熊本県公報

号外 第 3 号
平成 30 年 3 月 6 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例…………… (健康福祉政策課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県災害救助基金の処分について定めることとした。(第 6 条関係)
- 2 熊本県災害救助基金に積み立てた災害救助費国庫負担金を国に返還する場合は、この基金の一部を処分することができることとした。(附則第 3 項関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。(附則第 1 項、附則第 2 項関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 30 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 号

熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例

熊本県災害救助基金条例(昭和 39 年熊本県条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。
(基金の処分)

第 6 条 知事は、法の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

(基金の処分の特例)

3 知事は、平成 29 年度に限り、第 6 条の規定にかかわらず、法第 21 条第 1 項の規定による平成 28 年度分の国庫の負担額のうち、同項に規定する費用の支弁に充てず、基金に積み立てた額に相当する額を国に返還する場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。